

議第74号

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する  
寄附金を定める条例の一部を改正する条例の制定について

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を  
定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成30年 5月17日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する  
寄附金を定める条例の一部を改正する条例

京都市個人市民税の控除対象となる特定非営利活動法人に対する寄附金を  
定める条例の一部を次のように改正する。

本則の表特定非営利活動法人ノンラベルの項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定非営利活動法人ノンラベルに対する寄附金を個人市民税の控除の対象  
としないこととする必要があるので提案する。